大 監 第 3 4 号 平成 20 年 8 月 13 日

請求人あて

 大阪市監査委員
 足
 髙
 將
 司

 同
 広
 岡
 一
 光

 同
 髙
 橋
 敏
 朗

 同
 髙
 瀬
 桂
 子

住民監査請求について(通知)

平成 20 年 7 月 16 日付けであなたから提出された地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市大正区保健福祉センター支援運営課のA職員が平成17年10月から平成19年4月までの21件生活保護費を受給者に返還請求をし、その返還合計285万6005円の収入処理事務を怠っていたが、当時の上司の課長と経理担当らがその不正を直ちに追及して市に納入させず、平成19年9月ないし10月に納入するまで放置していた。

この間のA職員の不法な領得ないし預り処理分は、平成 19 年 10 月までに市に収入手続をとったことにしている。平成 19 年 4 月までにA職員が資料と金額全額その明細をわかるように保管していれば、4 月発覚後、時を要せず収入処理できる。この 6 ヶ月に及ぶ期間は、実際はAに返済資金を準備させ、内部を取り繕う作業をしていたと思われる。この点、実際は平成 19 年 8 月に発覚したともいうが、それなら被処分事由は甘い期間認定である。

いずれにせよ、市の職員が 2 年に及ぶ多数回のこれら大金についてうっかり手続き 忘れをし、机の中に入れたままにしておくなどありえない。さらに、平成 19 年 3 月、 4 月の人事異動の際、預り金の引継ぎもなく、後任者が受給者に返還金を催促して事態 が判明するなどありえない。これをみてもA職員の「犯罪性」が伺え、実は一部は課 長以下にも責任があるため支援運営課ぐるみでの不祥事隠しがわかる。

今回の情報公開で、平成 17 年 10 月ごろに 2 回と平成 19 年 2 月と 4 月の合計 4 回に

わたり、上記の課長らが正式決裁の下に収入決議等を作成しているのに、受給者より 返還処理させた金員についても課長らはこれを点検せずA職員を放置していたことも わかった。

市長の不当な部分非公開処分で求める職員の氏名、関係金員、日時について具体的 関与が不明になされている分はあるも、損害計算書(別紙添付)の遅延損害金が市に 発生しており、A職員やその上司らに損害賠償を求めるべきである。

大阪市長が、当時の課長、経理担当ら及びA職員らに対し、2年近くその不法領得ないし懈怠を放置し、平成19年4月にその不正が発覚しても直ちにその真実と責任を全面的に追及せず、平成19年9月ないし10月にA職員の「預り元金」のみ入金処理して済ませたことにより市に生じた損害金(少なくとも各預り金の遅延損害金)16万円以上を請求することを求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

本件請求は、大正区保健福祉センターで発生した生活保護返還金等の不適切処理事案(既に減給等の処分済み)が、実態は生活保護事務関係職員(関係職員)による犯罪・違法行為(担当職員による生活保護返還金等の不法領得、上司らによる隠蔽行為等)であって、領得相当額は本市に入金補填されたとはいえ、いまだ遅延損害金相当額の損害を本市が被ったままであるなどとして、関係職員に対する損害賠償請求権の行使を本市職員等(債権管理職員)が違法不当に怠っているとする「財産(債権)の管理を怠る事実」を請求の対象にするものと解される。

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条に定める住民監査請求においては、本 市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該 行為等」という。)について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的 な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して 初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から 区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添え て請求をする必要があるとされている。

しかしながら、本件請求人は、専ら関係職員による違法行為とされるものについて は摘示主張するものの、本来、請求人において具体的な理由をもって摘示主張すべき 債権管理職員に係る「財産(債権)の管理を怠る事実」に固有の違法不当性について は摘示主張しているとは解されず、それらに関する事実証明書の添付等もない。

そうすると、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

なお、本件請求自体は、上記のとおり法律上の要件を満たすものではないと判断せ ざるを得ないが、不適切とされた当該事務処理は、正に常識では考えられないとも言 うべきものであり、この間の本市における不適正資金問題とも相まって、本件請求人の関係職員に対する疑念は無理からぬところもある。改めて関係者に猛省を促すとともに、再発防止策を実効あらしめることが、市民の信頼を回復するために特に重要であると思われるので、この際あえて所感を付記する。